

平成 27 年 3 月 23 日 開会

平成 26 年度 第 14 回紫波町教育委員会定例会会議録

紫波町教育委員会

平成 26 年度 第 14 回紫波町教育委員会定例会会議録

1 日 時	平成 27 年 3 月 23 日 午後 3 時 30 分から午後 4 時 20 分			
1 場 所	紫波町中央公民館			
1 出席委員	委 員 長	高 橋 榮 幸 君		
	職務代理	佐 藤 秀 道 君		
	委 員	森 田 英 仁 君		
	委 員	松 川 久 美 君		
	教 育 長	侘 美 淳 君		
1 説 明 員	教育部長	小田中 健 君		
	学務課長	森 川 一 成 君		
	生涯学習課長	高 橋 正 君		
	国体推進課長	八重嶋 靖 君		
	学校給食センター所長	新井田 友 子 君		
	学習推進室長	谷 地 和 也 君		
	学務室長	葛 博 之 君		

付議事件

日程 1 会期の決定について

日程 2 議案第 1 号
「紫波町教育委員会公告式規則の一部を改正する規則」

議案第 2 号
「紫波町教育委員会会議規則の一部を改正する規則」

議案第 3 号
「紫波町教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則」

議案第 4 号
「紫波町教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則」

議案第 5 号
「紫波町教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則」

議案第 6 号
「紫波町教育委員会公印規程の一部を改正する訓令」

議案第 7 号
「紫波町教育委員会公用文に関する規程の一部を改正する訓令」

議案第 8 号

「教育長の権限に属する事務の委任に関する規程の一部を改正する訓令」

日程 3

議案第 9 号

「紫波町社会教育指導員の設置等に関する規則の一部を改正する規則」

議案第 10 号

「紫波町公民館指導員に関する規則の一部を改正する規則」

議案第 11 号

「紫波町勤労青少年ホーム指導員に関する規則の一部を改正する規則」

議案第 12 号

「紫波町教育相談員設置要綱の一部を改正する訓令」

日程 4

議案第 13 号

「紫波町教育委員会非常勤嘱託員に関する規程の一部を改正する訓令」

日程 5

議案第 14 号

「紫波町スポーツ施設管理規則の一部を改正する規則」

議案第 15 号

「紫波町学校施設の使用に関する規則の一部を改正する規則」

日程 6

議案第 16 号

「紫波町教育委員会スクールバス運行規程の一部を改正する訓令」

日程 7

議案第 17 号

「紫波町通学路安全推進会議設置要綱の制定に関し議決を求めることについて」

日程 8

議案第 18 号

「紫波町適応支援教室設置要綱の制定に関し議決を求めることについて」

議事の概要

(開会 午後 3 時 30 分)

○ 高橋委員長

これより会議を開きます。

本日の出席者は 5 名でございますので、会議は成立いたしました。

本日の会議日程は、あらかじめ皆様方に配付されているとおりでございます。

それでは、ただ今から平成 26 年度第 14 回紫波町教育委員会定例会を開会いたします。

日程に入るに先立ちまして、教育長から報告をお願いいたします。

- 佐美教育長
（平成26年度第12回教育委員会定例会から本日までの教育委員会関係行事について報告）
- 高橋委員長
日程第1、「会期の決定について」を議題といたします。
お諮りいたします。
今定例会の会期は、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんでしょうか。
（「異議なし」の声あり）
- 高橋委員長
異議なしと認めます。
よって会期は、本日1日限りと決定いたしました。
- 高橋委員長
次に、日程第2、
議案第1号「紫波町教育委員会公告式規則の一部を改正する規則」
議案第2号「紫波町教育委員会会議規則の一部を改正する規則」
議案第3号「紫波町教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則」
議案第4号「紫波町教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則」
議案第5号「紫波町教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則」
議案第6号「紫波町教育委員会公印規程の一部を改正する訓令」
議案第7号「紫波町教育委員会公用文に関する規程の一部を改正する訓令」
議案第8号「教育長の権限に属する事務の委任に関する規程の一部を改正する訓令」
以上8案件を一括議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
- 佐美教育長
議案第1号から議案第8号までの8案件につきまして一括してご説明申し上げます。
8案件につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、規定の整理及び所要の整備を行おうとするものであります。
詳細につきましては、学務課長より説明いたします。
- 森川学務課長
議案第1号「紫波町教育委員会公告式規則の一部を改正する規則」について、補足説明いたします。
法律の改正に伴いまして、第2条と第4条について、教育委員長を教育長に変更するものであります。
別表の公告板については、庁舎移転に伴い、位置を紫波町紫波中央駅前二丁目3番地1に変更するものであります。
附則については、議案第1号から第8号全てに、経過措置が設けられており、新教育長が任命されてから、効力を発することとなっております。
次に、議案第2号「紫波町教育委員会会議規則の一部を改正する規則」について、補足説明いたします。
法律の改正に伴いまして、第2条と第3条について、教育委員長を教育長に変更するものであります。

第6条は、委員長の選挙、第7条委員長職務代理者の指定については、削除するものであります。

第10条は、委員定数の3分の1以上の委員から会議の招集請求があったときは、臨時会を招集するものであります。

第14条は、会議の時間は午前10時から午後4時までとしておりましたが、午前10時に開き、午後5時に閉じることとしております。

第15条以降については、教育委員長を教育長に変更するものであります。

第32条は、教育長は会議の終了後、遅滞なく、その会議録を作成しなければならないという規定を新しく付け加えております。

次に、議案第3号「紫波町教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則」について、補足説明いたします。

第2条第2項について、教育長は、前項の規定により委任された事務の管理及び執行の状況を教育委員会に報告しなければならないという規定を新しく付け加えております。

次に、議案第4号「紫波町教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則」について、補足説明いたします。

第5条第2項、学務室の分掌事務に、(42) 学校教育審議会に関することと、(43) 総合教育会議の庶務に関することを、新しく付け加えております。

また、同条第3項の指導室の分掌事務に、(16) 適応支援教室に関することを、新しく付け加えております。

さらに、第7条第2項では、教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、その職務を代理するという規定を削除しております。

第17条では、附属機関として紫波町学校教育審議会を追加しております。

次に、議案第5号「紫波町教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則」について、補足説明いたします。

これにつきましても、教育委員長を教育長に変更するものであります。

次に、議案第6号「紫波町教育委員会公印規程の一部を改正する訓令」について、補足説明いたします。

これにつきましても、教育委員長を教育長に変更するものであります。また、別表中、委員長印を削除いたします。

次に、議案第7号「紫波町教育委員会公用文に関する規程の一部を改正する訓令」について、補足説明いたします。

第2条表中、紫波町教育委員会委員長を、紫波町教育委員会教育長と変更するものであります。

次に、議案第8号「教育長の権限に属する事務の委任に関する規程の一部を改正する訓令」について、補足説明いたします。

第1条について、法の条項ズレに伴う改正を行っております。

以上で、説明を終わります。

○ 高橋委員長

これより一括して質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

議案第1号「紫波町教育委員会公告式規則の一部を改正する規則」は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 高橋委員長
ご異議なしと認めます。
よって議案第1号は、原案のとおり決定されました。
- 高橋委員長
次に、議案第2号「紫波町教育委員会会議規則の一部を改正する規則」は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 高橋委員長
ご異議なしと認めます。
よって議案第2号は、原案のとおり決定されました。
- 高橋委員長
次に、議案第3号「紫波町教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則」は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 高橋委員長
ご異議なしと認めます。
よって議案第3号は、原案のとおり決定されました。
- 高橋委員長
次に、議案第4号「紫波町教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則」は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 高橋委員長
ご異議なしと認めます。
よって議案第4号は、原案のとおり決定されました。
- 高橋委員長
次に、議案第5号「紫波町教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則」は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 高橋委員長
ご異議なしと認めます。
よって議案第5号は、原案のとおり決定されました。
- 高橋委員長
次に、議案第6号「紫波町教育委員会公印規程の一部を改正する訓令」は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 高橋委員長
ご異議なしと認めます。
よって議案第6号は、原案のとおり決定されました。
- 高橋委員長
次に、議案第7号「紫波町教育委員会公用文に関する規程の一部を改正する訓令」は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 高橋委員長
ご異議なしと認めます。
よって議案第7号は、原案のとおり決定されました。

- 高橋委員長
次に、議案第8号「教育長の権限に属する事務の委任に関する規程の一部を改正する訓令」は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 高橋委員長
ご異議なしと認めます。
よって議案第8号は、原案のとおり決定されました。
- 高橋委員長
次に、日程第3、
議案第9号「紫波町社会教育指導員の設置等に関する規則の一部を改正する規則」
議案第10号「紫波町公民館指導員に関する規則の一部を改正する規則」
議案第11号「紫波町勤労青少年ホーム指導員に関する規則の一部を改正する規則」
議案第12号「紫波町教育相談員設置要綱の一部を改正する訓令」
以上4案件を一括議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
- 佐美教育長
議案第9号から議案第12号までの4案件につきまして一括してご説明申し上げます。4案件につきましては、社会教育指導員等の通勤割増報酬の取扱いを定めるため、所要の整備を行おうとするものであります。詳細につきましては、生涯学習課長、学務課長より説明いたします。
- 高橋生涯学習課長
議案第9号「紫波町社会教育指導員の設置等に関する規則の一部を改正する規則」について、補足説明いたします。
第2条について、委嘱を任用に改めるものであります。
第3条について、任用期間を任期と改め、任命の日から任命の日の属する年度の末日までの任期とするものであります。また、再任についても、新たに規定するものでございます。
第8条の報酬及び費用弁償について、通勤割増報酬の取扱いを定めるため、所要の整備を行おうとするものでございます。
第9条は、離職を免職とし、その内容を改めております。
次に、議案第10号「紫波町公民館指導員に関する規則の一部を改正する規則」について、補足説明いたします。
第2条について、委嘱から任用に改め、第6条については、退職から免職規定に改めるものでございます。
第8条報酬及び費用弁償については、通勤割増報酬の取扱いを定めるため、所要の整備を行おうとするものでございます。
次に、議案第11号「紫波町勤労青少年ホーム指導員に関する規則の一部を改正する規則」について、補足説明いたします。
第2条について、委嘱から任用に改め、第6条については、退職から免職規定に改めるものでございます。
第8条報酬及び費用弁償については、通勤割増報酬の取扱いを定めるため、所要の整備を行おうとするものでございます。
以上で、説明を終わります。
- 森川学務課長

議案第 12 号「紫波町教育相談員設置要綱の一部を改正する訓令」について、補足説明いたします。

第 2 について委嘱から任用に変更し、第 4 の第 2 項、報酬の年額を月額と改めるものでございます。また、第 3 項では、教育相談員の通勤割増報酬の取扱いを定めるため、所要の整備を行おうとするものでございます。

以上で、説明を終わります。

○ 高橋委員長

これより一括して質疑に入ります。

○ 佐美教育長

こういう職種の方々に、通勤手当を支給するための改正であります。今までは、支給されておりました。

○ 高橋委員長

(「なし」の声あり。)

質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

議案第 9 号「紫波町社会教育指導員の設置等に関する規則の一部を改正する規則」は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 高橋委員長

ご異議なしと認めます。

よって議案第 9 号は、原案のとおり決定されました。

○ 高橋委員長

次に、議案第 10 号「紫波町公民館指導員に関する規則の一部を改正する規則」は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 高橋委員長

ご異議なしと認めます。

よって議案第 10 号は、原案のとおり決定されました。

○ 高橋委員長

次に、議案第 11 号「紫波町勤労青少年ホーム指導員に関する規則の一部を改正する規則」は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 高橋委員長

ご異議なしと認めます。

よって議案第 11 号は、原案のとおり決定されました。

○ 高橋委員長

次に、議案第 12 号「紫波町教育相談員設置要綱の一部を改正する訓令」は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 高橋委員長

ご異議なしと認めます。

よって議案第 12 号は、原案のとおり決定されました。

○ 高橋委員長

次に、日程第 4、議案第 13 号「紫波町教育委員会非常勤嘱託員に関する規程の一部を改正する訓令」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

- 佐美教育長
議案第 13 号「紫波町教育委員会非常勤嘱託員に関する規程の一部を改正する訓令」についてであります。
本案は、非常勤嘱託員の時間外割増報酬及び通勤割増報酬の取扱いを定めるため、所要の整備を行おうとするものであります。
詳細につきましては、学務課長より説明いたします。
- 森川学務課長
議案第 13 号「紫波町教育委員会非常勤嘱託員に関する規程の一部を改正する訓令」について、補足説明いたします。
第 2 条におきまして、適応行動指導員と適応指導員は、以前補助事業等で配置したことがありましたが、現在は配置しておりませんし、今後も配置予定がありませんので、削除するものでございます。
また、第 15 条の報酬について、今までは勤務時間を越えて勤務した割増報酬を、1 週間単位でみておりましたが、それを 1 日単位に変更するものであります。
以上で、説明を終わります。
- 高橋委員長
これより質疑に入ります。
- 佐美教育長
週単位と 1 日単位のメリット・デメリットを簡単に説明してください。
- 森川学務課長
週単位ですと、勤務時間を 1 週間のトータルでみておりましたが、1 日単位ですと、勤務時間を越えた分を割増報酬として支払われますので、本人にとっては優遇措置になると思います。
- 森田委員
現在の超過勤務の対応は、どうなっていますか。
- 森川学務課長
勤務時間を越えた場合、超過勤務カードに記入してそれによって手当を支払っておりました。また、今日超勤して明日その分の時間を振り替えることも可能でしたが、それを無くし 1 日単位で処理することになります。
- 高橋委員長
その他、ご意見ご質問はございませんでしょうか。
（「なし」の声あり。）
質疑を打ち切ります。
お諮りいたします。
議案第 13 号「紫波町教育委員会非常勤嘱託員に関する規程の一部を改正する訓令」については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 高橋委員長
ご異議なしと認めます。
よって議案第 13 号は、原案のとおり決定されました。
- 高橋委員長
次に、日程第 5、
議案第 14 号「紫波町スポーツ施設管理規則の一部を改正する規則」
議案第 15 号「紫波町学校施設の使用に関する規則の一部を改正する規則」
以上 2 案件を一括議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

- 佐美教育長
議案第14号から議案第15号までの2案件につきまして一括してご説明申し上げます。
2案件につきましては、紫波町スポーツ施設及び紫波町学校施設の使用に関し、様式の変更について所要の整備を行おうとするものであります。
詳細につきましては、生涯学習課長より説明いたします。
- 高橋生涯学習課長
議案第14号「紫波町スポーツ施設管理規則の一部を改正する規則」について、補足説明いたします。
多目的スポーツ施設において、現在は卓球室となっておりますが、条例上は軽運動場となっておりますので、様式第1号、第2号、第3号、第4号、第5号及び第10号を改めるものでございます。
次に、議案第15号「紫波町学校施設の使用に関する規則の一部を改正する規則」について、補足説明いたします。
内容として様式第1号は、複数日を同時に処理出来るようにするものであり、様式第3号は、学校施設使用料条例で規定されていない料金区分を改めるとともに、所要の整備をするものでございます。
以上で、説明を終わります。
- 高橋委員長
これより一括して質疑に入ります。
（「なし」の声あり。）
質疑を打ち切ります。
お諮りいたします。
議案第14号「紫波町スポーツ施設管理規則の一部を改正する規則」は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 高橋委員長
ご異議なしと認めます。
よって議案第14号は、原案のとおり決定されました。
- 高橋委員長
次に、議案第15号「紫波町学校施設の使用に関する規則の一部を改正する規則」は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 高橋委員長
ご異議なしと認めます。
よって議案第15号は、原案のとおり決定されました。
- 高橋委員長
次に、日程第6、議案第16号「紫波町教育委員会スクールバス運行規程の一部を改正する訓令」を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
- 佐美教育長
議案第16号「紫波町教育委員会スクールバス運行規程の一部を改正する訓令」であります。
本案は、スクールバスの目的外使用に係る運行の明確化を図るため、所要の整備を行おうとするものであります。
詳細につきましては、学務課長より説明いたします。

- 森川学務課長
 - 議案第 16 号「紫波町教育委員会スクールバス運行規程の一部を改正する訓令」について、補足説明いたします。
 - 使用許可第 5 条において、学校運営上支障のない時間において、町内の小学校、中学校、官公庁及び団体等が使用出来ることになっておりますが、これを、目的外使用として学校行事等の教育上の目的に使用するときに限ると改めております。また、使用に際し燃料、運転手その他に係る経費を負担しなければならないというところを、削除いたします。
 - さらに、使用許可申請書の様式について、改正を図るものでございます。
 - 以上で、説明を終わります。
- 高橋委員長
 - これより質疑に入ります。
- 佐美教育長
 - 小学校であれば社会科見学や遠足、中学校であれば部活動など、官公庁及び団体等には貸さず、学校に限るということです。使用にあたっては、紫波第二中学校と赤沢小学校の登下校に支障をきたさない時間に限ります。
- 高橋委員長
 - その他、ご意見ご質問はございませんでしょうか。
 - （「なし」の声あり。）
 - 質疑を打ち切ります。
 - お諮りいたします。
 - 議案第 16 号「紫波町教育委員会スクールバス運行規程の一部を改正する訓令」は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
 - （「異議なし」の声あり）
- 高橋委員長
 - ご異議なしと認めます。
 - よって議案第 16 号は、原案のとおり決定されました。
- 高橋委員長
 - 次に、日程第 7、議案第 17 号「紫波町通学路安全推進会議設置要綱の制定に関し議決を求めることについて」を議題といたします。
 - 提案理由の説明を求めます。
- 佐美教育長
 - 議案第 17 号「紫波町通学路安全推進会議設置要綱の制定に関し議決を求めることについて」であります。
 - 本案は、紫波町立小中学校の通学路の安全確保を推進するため、紫波町通学路安全推進会議を設置し、本要綱を制定しようとするものであります。詳細につきましては、学務課長より説明いたします。
- 森川学務課長
 - 議案第 17 号「紫波町通学路安全推進会議設置要綱の制定に関し議決を求めることについて」について、補足説明いたします。
 - 平成 24 年に通学路での事故が多発したため、全国の小学校を対象に、通学路の安全点検を実施いたしました。そこで抽出された危険箇所等について、警察、道路管理者、教育委員会、学校等で合同点検を実施しましたが、その結果について国土交通省や文部科学省から、協議する組織を設置するように指示がありました。これを受け、今回、紫波町通学路安全推進会議を設置するものであります。
 - 所掌事項につきましては、通学路の危険箇所の把握に関すること、通学路の危

険箇所の対策に関する事など、4項目となっております。

また、組織については、(1)～(8)の組織が参加することとなっております。
この要綱は、告示の日から施行するものであります。

以上で、説明を終わります。

- 高橋委員長
これより質疑に入ります。
- 森田委員
推進会議は委員15人以内をもって組織するとありますが、(6)学校関係者代表は校長先生なのか、(7)保護者の代表はPTA会長なのか、その方々の割合などは、決まっていますか。
- 葛学務室長
(6)の学校関係者代表につきましては、校長会及び副校長会の代表各1名、(7)保護者の代表につきましては、町PTA連合会の代表者と考えております。
- 高橋委員長
その他、ご意見ご質問はございませんでしょうか。
- 森田委員
効率よく協議するため、人数を増やした方がいいと思われませんが、どうでしょうか。
- 森川学務課長
各学校の細かい事につきましては、学校ごとに通学路合同点検を推進会議とは別に実施いたします。その際は、関係職員にも参加してもらい、危険箇所の状況確認等の意思疎通を図ってまいります。
- 松川委員
交通安全母の会との連携は、どうですか。
- 森川学務課長
地域によっては、交通安全協議会の方が参加している所もあります。交通安全母の会の方も参加していただければ、さらに細かく把握できると思います。今後、調整してまいりたいと思います。
- 高橋委員長
その他、ご意見ご質問はございませんでしょうか。
(「なし」の声あり)
質疑を打ち切ります。
お諮りいたします。
議案第17号「紫波町通学路安全推進会議設置要綱の制定に関し議決を求めることについて」は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 高橋委員長
ご異議なしと認めます。
よって議案第17号は、原案のとおり決定されました。
- 高橋委員長
次に、日程第8、議案第18号「紫波町適応支援教室設置要綱の制定に関し議決を求めることについて」を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
- 佐美教育長
議案第18号「紫波町適応支援教室設置要綱の制定に関し議決を求めることについて」であります。

本案は、不登校児童生徒の在籍校への復帰を支援するため、適応支援教室を設置し、本要綱を制定しようとするものであります。

詳細につきましては、学務課長より説明いたします。

○ 森川学務課長

適応支援教室については、平成 26 年度から毎週月・水・金曜日の週 3 日間、午前中に開設しておりましたが、平成 27 年度から本格的に取り組みを始めるため、要綱を制定するものであります。

第 4 の指導者について、適応支援相談員 1 名を専属配置するほか、教育相談員にも対応していただく事しております。

対象者の入級の手続き等は、26 年度と同様でございます。

施行期日は、平成 27 年 4 月 1 日より施行いたします。

以上で、説明を終わります。

○ 高橋委員長

これより質疑に入ります。

○ 松川委員

不登校の原因には色んなケースがあり、在籍校への復帰だけに限らない場合もあると思いますが。

○ 森川学務課長

在籍校に復帰出来ればいいのですが、実際には難しい場合もあります。復帰を目的として、在籍校と連携をとりながら進めてまいりたいと思います。

○ 佐美教育長

平成 26 年度の実績は、中学生 1 名と小学生 1 名でした。まだ時間がかかるようで、学校復帰には至っておりません。来年度、予算措置で専任を 1 名つける予定であります。

○ 高橋委員長

その他、ご意見ご質問はございませんでしょうか。

(「なし」の声あり。)

質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

議案第 18 号「紫波町適応支援教室設置要綱の制定に関し議決を求めることについて」は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 高橋委員長

ご異議なしと認めます。

よって議案第 18 号は、原案のとおり決定されました。

○ 高橋委員長

以上をもって付議事件の審議は、終了いたしました。

続いて、その他に入ります。

事務局から説明願います。

○ 事務局からの事務連絡（葛学務室長）

・平成 27 年度第 1 回教育委員会定例会開催日の調整

調整結果：次回は 4 月 24 日(金) 午後 3 時 30 分

地教委連総会（中央公民館）午後 4 時 30 分

・奨学生選考委員会について

・町制施行 60 周年、新庁舎落成記念式典及び祝賀会について

○ 高橋委員長

他に皆様から何かございませんでしょうか。

- 佐藤職務代理
公民館指導員について、以前には再任 10 年を目途にとの話がありましたが、
どういう扱いになっていますか。
- 高橋生涯学習課長
規則には定めることができない事項であり、こちらで決裁を取って通知し、運
用する内容でありました。それを、前回廃止しました。
- 佐美教育長
近年は、年齢的にも若く優秀な方が多く、複数年携わっておりますので、業務
もスムーズに進んでおります。したがって、10 年で任期切れとなると、支障を
きたす事も多いと考えております。
公民館長は、2 年任期で 75 歳をこえないようになっております。
- 高橋生涯学習課長
指導員の定年は 60 歳となっております。
- 佐藤職務代理
正職員ですか。
- 高橋生涯学習課長
非常勤特別職となっております。
- 佐藤職務代理
非常勤特別職の任期は、何度でも更新していいですか。
- 高橋生涯学習課長
再任を妨げない規定となっております。
- 高橋委員長
他に皆様から何かございませんでしょうか。
(「なし」の声あり。)
- 高橋委員長
以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。これで平成 26 年度第 14 回紫
波町教育委員会定例会を閉会いたします。

(閉 会)

(閉会 午後 4 時 20 分)